

青森公立大学国際芸術センター青森規程

平成21年4月1日

規程第127号

改正 平成24年 3月規程第 11号
改正 平成28年 4月規程第 15号
改正 平成29年 6月規程第 12号
改正 平成31年 3月規程第 25号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）の規定に基づき、国際芸術センター青森（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、青森公立大学における学際的研究活動を推進するとともに、学生及び地域住民の学術文化に関する素養の涵養を図り、もって国際的教養人の育成及び地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 滞在型芸術創作活動の支援に関すること。
- (2) 芸術創作活動の支援（前号に掲げるものを除く。）及び促進に関すること。
- (3) 芸術関連情報の提供及び収集に関すること。
- (4) 創作施設、展示施設及び宿泊施設の利用に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(事業計画等の決定)

第4条 センターに関する事業計画や具体的事業等の決定を行う場合には、教育研究審議会に諮るものとする。

(使用の承認)

第5条 センターの施設のうち、次に掲げる施設を使用しようとする者（センターが実施する事業により招へいされた者を除く。）は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(1) 創作施設

- 映像試写室
- 屋外ステージ
- 木工室
- ワークショップ室
- 銅版画室
- 映像・音響編集室
- 写真現像室
- 講義室

(2) 展示施設

エキジビションギャラリー

サブギャラリー

(3) 宿泊施設

宿泊室

2 理事長は、前項の承認を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第7条 理事長は、専ら義務教育終了前の児童若しくは生徒又は心身障害者で理事長が認めるものを対象にその健全な育成を図る目的で使用する場合その他特別の理由があると認める場合は、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

(使用承認の取消し等)

第8条 理事長は、第5条第1項の規定による使用の承認を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を拒み、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) センターの施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(4) この規程、この規程に基づく細則又は第5条第2項の承認の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により使用の承認を受けたとき。

(6) その他センターの管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の場合において、使用者に損害があっても、理事長はその責めを負わない。

(行為の禁止)

第9条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) センターの施設又は物品を損傷し、又は汚損すること。

(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 鳥獣その他生物を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) ごみその他の汚物を捨てること。

(5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(6) みだりに火気を扱うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長がセンターの管理上支障があると認めて禁止する行為

(特殊物件の搬入)

第10条 使用者は、センターの使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その使用に係る権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その使用によりセンターの施設又は物品を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は使用の承認を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、速やかにその使用に係る施設又は物品を原状に復さなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が、前項本文の義務を履行しないときは、理事長においてこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、青森市芸術創作活動支援施設条例（平成17年青森市条例第147号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年規程第11号）

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第12号）

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。

(青森公立大学国際芸術センター青森運営会議規程の廃止)

2 青森公立大学国際芸術センター青森運営会議規程（平成24年規程第12号）は廃止する。

附 則（平成31年規程第25号）

（施行期日）

この規程は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

（単位：円）

| | | 時間貸し使用料（1時間につき） | | | 通し貸し使用料 |
|-------------------|-------------|------------------------------------|---------|---------|---------|
| | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
| | | 9時～13時 | 13時～18時 | 18時～22時 | 9時～22時 |
| 映像試写室 | | 210 | 260 | 310 | 2,350 |
| 野外ステージ | | 1,630 | 1,840 | 2,450 | 19,050 |
| 木工室 | 個人使用（1人につき） | 110 | 160 | 210 | 1,130 |
| | 貸切使用 | 510 | 770 | 1,020 | 5,610 |
| ワークショップ 室（1区画） | 個人使用（1人につき） | 110 | 160 | 210 | 1,130 |
| | 貸切使用 | 1,020 | 1,530 | 2,040 | 11,210 |
| 銅版画室 | 個人使用（1人につき） | 110 | 160 | 210 | 1,130 |
| | 貸切使用 | 210 | 310 | 410 | 2,250 |
| 映像・音響編集室 | 個人使用（1人につき） | 110 | 160 | 210 | 1,130 |
| | 貸切使用 | 410 | 620 | 820 | 4,490 |
| 写真現像室 | 個人使用（1人につき） | 110 | 160 | 210 | 1,130 |
| | 貸切使用 | 210 | 310 | 410 | 2,250 |
| 講義室 | 個人使用（1人につき） | 110 | 160 | 210 | 1,130 |
| | 貸切使用 | 210 | 310 | 410 | 2,250 |
| エキシビションギャラリー | | 2,550 | 2,860 | 3,770 | 29,750 |
| サブギャラリー | | 410 | 510 | 620 | 4,690 |
| 宿泊室（1人用） | | 1日につき 2,040円 | | | |
| 宿泊室（2人用） | | 1日につき 3,060円（ただし、1人で使用する場合は2,040円） | | | |

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額（以下「割増使用料」という。）とする。
- 2 営利を目的とする場合の使用料は、入場料を徴収しない場合にあつては規定使用料の3倍の額とし、入場料を徴収する場合にあつては割増使用料の3倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。
- 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 5 入場料を徴収する場合の入場料とは、入場料、会費、その他いかなる名義をもってするを問わず、センターに入館する者から使用者が徴収する金銭又は使用者が発行する入場券をいう。
- 6 宿泊室を連続して8日以上使用した場合の使用料は、第8日目から第14日目までの期

間については規定使用料に100分の70を乗じて得た額とし、第15日目以後の期間については規定使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

- 7 附属設備及び備品類の使用料は、1附属設備又は1備品類につき5,100円以内で細則で定める額とする。